

< 事後審査型条件付き一般競争入札（郵便入札）の試行について >

本市では、談合等不正行為の防止と入札制度のより一層の透明性及び競争性を高めることを目的とし、設計金額が3,000万円以上(建築工事においては5,000万円以上)の建設工事について、事前審査による条件付き一般競争入札（郵便入札）を実施していましたが、平成18年9月1日以降郵便入札により発注する案件については、入札参加者の申請手続きの負担軽減及び入札事務の効率化を図り、より広範な入札参加機会を確保するため、入札後に最低価格者（以下「落札候補者」という。）から順に入札参加資格要件の審査を行い、適格である場合に落札を決定する「事後審査型条件付き一般競争入札（郵便入札）」により試行実施いたします。

従来の事前審査による条件付き一般競争入札（郵便入札）との違い

申請時においては、「入札参加資格確認資料」の提出は求めず、入札執行後（開札後）に最低価格者（落札候補者）から、「事後審査型条件付き一般競争入札参加資格要件確認申請書」及び「事後審査型条件付き一般競争入札参加資格要件総括表」の提出を求めることとなります。

申請時には、「事後審査型条件付き一般競争入札参加申請書」のみを提出していただくこととなります。

申請時に入札参加資格等の簡易審査を行います。簡易審査に合格した場合には、原則として入札に参加できることとなります。

入札執行後の書類審査について

入札参加資格要件等確認書類は、提出を指示した日から起算して2日（市の休日を除く。）以内に持参により提出していただきます。

落札候補者が指示された提出期限内に確認書類を提出しないときは、当該落札候補者のした入札は無効となります。

入札参加資格要件等の審査は、確認書類の提出期限日から起算して2日（市の休日を除く。）以内に行い、落札候補者が該当要件を満たしていることを確認した場合には、落札者として決定することとなります。